

放射線取扱主任者に係る講習の時間数等を定める告示

平成十七年七月四日 文部科学省告示第九十五号

最終改正：令和元年六月十日 原子力規制委員会告示第一号

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則において使用する用語の例による。

(資格講習の時間数)

第二条 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。)第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者講習(次条において「第一種放射線取扱主任者講習」という。)は、次の表の上欄に掲げる資格講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

資格講習の課目	時間数
一 放射線の基本的な安全管理に関する課目	六時間
二 放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱い並びに使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理の実務に関する課目	十一時間
三 放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染の状況の測定の実務に関する課目	十二時間
四 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応の実務に関する課目	一時間

2 法第三十五条第三項の第二種放射線取扱主任者講習(次条において「第二種放射線取扱主任者講習」という。)は、次の表の上欄に掲げる資格講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

資格講習の課目	時間数
一 放射線の基本的な安全管理に関する課目	三時間
二 放射性同位元素(密封されたものに限る。)の取扱い及び使用施設等(密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。)の安全管理の実務に関する課目	七時間

三 放射線の量の測定の実務に関する課目	七時間
四 放射性同位元素（密封されたものに限る。）又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応の実務に関する課目	一時間

3 法第三十五条第四項の第三種放射線取扱主任者講習（次条において「第三種放射線取扱主任者講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる資格講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

資格講習の課目	時間数
一 法に関する課目	二時間
二 放射線及び放射性同位元素の概論	一時間三十分
三 放射線の人体に与える影響に関する課目	一時間三十分
四 放射線の基本的な安全管理に関する課目	二時間
五 放射線の量の測定及びその実務に関する課目	三時間

（修了試験）

第三条 第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第三種放射線取扱主任者講習においては、修了試験を行うものとする。

（放射線取扱主任者定期講習の時間数）

第四条 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可使用者、放射線発生装置の使用をする許可使用者又は許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する法第三十六条の二第一項の放射線取扱主任者定期講習（以下この条において「放射線取扱主任者定期講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる放射線取扱主任者定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は四時間以上とする。

放射線取扱主任者定期講習の課目	時間数
一 法に関する課目	一時間以上
二 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い及び使用施設等又は廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目	一時間以上
三 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目	三十分以上

2 放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者（第一項に規定する放射線取扱主任者を除く。）が受講する放射線取扱主任者定期講習は、次の表

の上欄に掲げる放射線取扱主任者定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は三時間以上とする。

放射線取扱主任者定期講習の課目	時間数
一 法に関する課目	一時間以上
二 放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱い及び使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目	一時間以上
三 放射性同位元素（密封されたものに限る。）又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目	三十分以上

- 3 届出販売業者又は届出賃貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する放射線取扱主任者定期講習は、次の表の上欄に掲げる放射線取扱主任者定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は二時間以上とする。

放射線取扱主任者定期講習の課目	時間数
一 法に関する課目	一時間以上
二 放射性同位元素等の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間以上